

総 官 企 第 285 号
平 成 26 年 8 月 8 日

各都道府県 社会保険・税番号制度担当部長
各指定都市 社会保険・税番号制度担当局長
殿

総務省大臣官房企画課個人番号企画室長
(公 印 省 略)

特定個人情報保護評価書の作成の際に必要な中間サバーバーに関する情報の提供について

地方公共団体の機関は、中間サバーバーを用いて情報連携を行うことが予定されており、その際、特定個人情報を取り扱う事務ごとに作成する特定個人情報保護評価書（以下「評価書」という。）において、中間サバーバーに関する特定個人情報保護評価（以下「評価」という。）を実施することになります。

「特定個人情報保護評価指針」（平成 26 年 4 月 18 日特定個人情報保護委員会告示第 4 号）第 3 の 2 においては、「特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者以外に特定個人情報ファイルに関わる者が存在する場合は、その者は、特定個人情報保護評価が適切に実施されるよう協力するものとする。」とされているところです。

地方公共団体の機関における中間サバーバー・ソフトウェアは、総務省が一括開発し、中間サバーバー・プラットフォームは、地方公共団体情報システム機構が整備することから、評価書の作成の際に必要な中間サバーバー・ソフトウェア及び中間サバーバー・プラットフォームに関する情報等については、下記のとおり提供します。

各地方公共団体におかれては、評価は特定個人情報ファイルを取り扱う地方公共団体の機関が自ら実施するものという行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の趣旨及び個人情報保護法等の法令の趣旨を踏まえ、今回の情報提供も参考に、所掌の事務について適切に評価を実施してください。

本通知については、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。以下同じ。）に対しても周知いただきますようお願いいたします。また、市区町村に周知いただく際は、当該市区町村に關係する一部事務組合及び広域連合等の特別地方公共団体に對しても周知されるよう、併せてお願いいたします。

なお、本提供情報については、特定個人情報保護委員会の了承を得ているものであることを申し添えます（別添 1 参照）。

また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

【提供する情報】（別添 2 参照）

- 中間サバーバーに関する特定個人情報保護評価の実施に当たって
- 別紙：特定個人情報保護評価書（全項目評価書）記載例

（本件に関する連絡先）

○ 全般、中間サバーバー・ソフトウェア関係
総務省大臣官房企画課個人番号企画室
北原、矢後
TEL：03-5253-5013

※なお、中間サバーバー・ソフトウェアに関する技術的な事項への問合せは、以下の窓口において受け付けます。

中間サバーバー・ソフトウェアヘルプデスク窓口
E-Mail：chukan-help@nec.jp、nec.com
（設計・開発受託事業者（日本電気株式会社））

○ 中間サバーバー・プラットフォーム関係
地方公共団体情報システム機構
個人番号プロジェクト推進部中間サバーバー準備グループ
永江、古家
TEL：03-5214-7758
E-Mail：bangou-chukan-sv@i-lis.go.jp



特個第364号
平成26年8月5日

総務省大臣官房長 殿

特定個人情報保護委員会事務局長 殿



特定個人情報保護委員会事務局長



総務省大臣官房長

地方公共団体における中間サーバーに係る特定個人情報保護
評価の実施に対する協力を目的とした記載要領の提供に係る
了承について

地方公共団体における中間サーバーに関する事務に係る
特定個人情報保護評価の実施への協力を目的とした情報
の提供に係る了承について

構記について、特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告
示第4号）第3の2に基づき、地方公共団体における中間サーバーに関する事務に係
る特定個人情報保護評価の実施への協力を目的として、下記資料を特定個人情報保護
委員会の了承を得て、地方公共団体に提供することとしたいので、特定個人情報保護
委員会にお諮りいただきますようお願いいたします。

記

1. 中間サーバーに関する特定個人情報保護評価の実施に当たって（案）
2. 別紙：特定個人情報保護評価書（全項目評価書）記載例（案）

以上

中間サーバーに関する 特定個人情報保護評価の実施に当たって

1. はじめに

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号、以下「番号法」という。）第27条では、行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有下列とするとときは、特定個人情報保護評価を実施することとされている。

中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を行うため、既存システムが持つ個人情報の副本等を保有することとなる。このため、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられる事務において、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を行う場合は、中間サーバーについても、地方公共団体の機関において、特定個人情報保護評価を実施することが必要となる。

一方、「特定個人情報保護評価指針」（平成26年4月18日特定個人情報保護委員会告示第4号）第3の2において、「特定個人情報ファイルを保有下列とするとする者又は保有する者以外に特定個人情報ファイルに関わる者が存在する場合は、その者は、特定個人情報保護評価が適切に実施されるよう協力する」とされており、それを受け、「特定個人情報保護評価指針の解説」（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）において、特定個人情報ファイルを保有下列とするとする者又は保有する者以外に、システムやアプリケーションの設計・開発等の調査を実施する者が存在する場合、システムやアプリケーションの設計・開発等の調査・開発等を行った者が、特定個人情報保護評価が適切に実施されるよう情報提供に協力することとされている。

そのため、地方公共団体における中間サーバーについては、地方公共団体の機関において、特定個人情報保護評価が適切に実施されるよう、当該ソフトウェアを一括開発する総務省及び中間サーバー・プラットフォームを整備する地方公共団体情報システム機構から必要な情報を提供するものである。

2. 中間サーバーに係る特定個人情報保護評価の前提

(1) 特定個人情報保護評価に係る事務の考え方

特定個人情報ファイルを取り扱う事務には、番号法第9条第1項及び別表第一に掲げる事務、番号法第9条第2項の規定に基づき地方公共団体が条例で定める事務、番号法第9条第3項から第5項までの規定に基づき特定個人情報習ファイルを取り扱う事務、住民基本台帳法に基づく住民票に関する事務等が存在する。

特定個人情報保護評価は、システムやサーバー単体で行うのではなく、特定個人情報ファイルを取り扱う事務ごとの実施するものである。

中間サーバーは、上記の特定個人情報ファイルを取り扱う事務について、情報提供や情報照会に係る機能を担うものであり、中間サーバーに係る評価は、当該事務に係る基礎項目詳細書、重点項目詳細書又は全項目詳細書（以下「特定個人情報保護評価書」と総称する。以下同じ。）の中で記載することとなり、本書も同様で記載している。

なお、特定個人情報ファイルの単位は、評価実施機関の合理的裁量に委ねられることから、評価実施機関の判断で、本書とは異なる特定個人情報ファイルの単位を採用することも、可能である。

3. 特定個人情報保護評価計画管理書及び特定個人情報保護評価書に関する

(1) 記載が必要と考えられる箇所

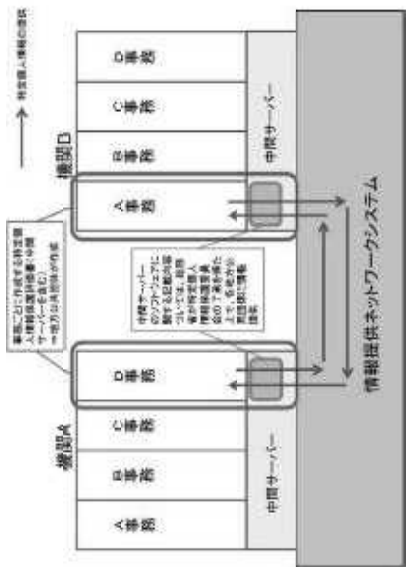
中間サーバーに係る特定個人情報保護計画管理書及び特定個人情報保護評価書において、記載が必要と考えられる箇所は以下のとおりである。

【特定個人情報保護評価計画管理書】

記載が必要と考えられる項目	左のうち、記載例を別紙で示しているもの SW PF
記録が必要なシステム概要 (別添1) システム概要図 (別添2) システムの個人番号へのアクセス 1. 個人番号にアクセスできるシステム 個人番号を直接伝送するシステム	

【特定個人情報保護評価書のうち全項目評価書】

記載が必要と考えられる項目	左のうち、記載例を別紙で示しているもの SW PF
I 基本情報	
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う業務	
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う業務において使用するシステム	
① システムの名称	
② システムの概要	
③ 他のシステムとの接続	
(別添1) 業務の内容	
特定個人情報ファイルの概要	
3. 特定個人情報の入手・使用	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
5. 特定個人情報の提供・移転・委託(半導体のを除く)	
6. 特定個人情報の保管・消去	
① 保管場所	○
② 消去方法	○
(別添2) 特定個人情報ファイル記録事項	
特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	○
リスク2: 安全が確保されない方法によって入手が行われるリスク	○
リスク3: 入手した特定個人情報から不正推定されるリスク	○
リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい紛失するリスク	○
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	○
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	○
リスク7: 誤った情報提供がもたらすリスク	○
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	○



※ 「特定個人情報保護評価指針の解説」(平成 26 年 4 月 20 日特定個人情報保護委員会) P. 22 から転載

なお、各地方公共団体において特定個人情報情報の照会又は提供を行う際は、情報提供ネットワークシステムを使用するものであるが、情報提供ネットワークシステムは、特定個人情報保護委員会と協議して、総務大臣が設置・管理するものであり(番号法第 21 条第 1 項)、情報提供ネットワークシステムにおいて保有する特定個人情報ファイルに関する特定個人情報保護評価は、関係行政機関の長の協力を得て、総務大臣が実施することから、各地方公共団体が実施する特定個人情報保護評価において、情報提供ネットワークシステムに係る特定個人情報保護評価を記載する必要はない。

(2) 特定個人情報ファイルの考え方

特定個人情報ファイルの単位は、評価実施機関の合理的裁量に委ねられている。本書では、中間サーバーにおいて保有する特定個人情報情報が単独で入手等されるものではなく、特定個人情報保護評価に係る事務を処理する既存システムにおける個人情報データベースとなるものであり、中間サーバーにおいて保有する特定個人情報ファイルのうち、業務システムで保有する業務情報の副本に係る特定個人情報については、業務情報と一体的に扱われるものであることから、1つの特定個人情報ファイルとする想定で作成している。

また、中間サーバーで保存する情報提供等の記録についても、特定個人情報保護評価に係る事務を処理する中で自動的に生成されるものであることから、同様に当該事務に係る特定個人情報ファイルと一体的ものと規定している。

このため、全項目評価書については、中間サーバーにおいて保有する特定個人情報単独で記載するのではなく、特定個人情報保護評価を実施する業務に係る特定個人情報ファイルの中で、中間サーバーに係る部分についても記載することとしている。

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	
7. 特定個人情報の保管・消去	
⑤ 物理的対策	○
⑥ 技術的対策	○
IV その他のリスク対策	
1. 監査	
① 自己監査	○
② 監査	○
2. 職員に対する教育・啓発	○
3. その他のリスク対策	○
SWI:中間サーバー・ソフトウェア PF:中間サーバー・プラットフォーム	

※ 基礎項目評価書及び重点項目評価書については、全項目評価書における該当項目を参考にされたい。

(2) 個別留意事項

上記のうち、特定個人情報保護評価計画管理書及び全項目評価書における留意事項は、以下のとおりである。

全項目評価書記載事項のうち、「中間サーバー・ソフトウェア」(※1)及び「中間サーバー・プラットフォーム」(※2)において対策を行っている事項については、記載例を示している。参考とされたい(別紙参照)。

なお、記載例を示している箇所であっても、特定個人情報保護評価の趣旨に鑑み、各地方公共団体での運用における対策は別途記載が必要となる。

※1 中間サーバー・ソフトウェア

番号法令に基づき、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連絡等を実施するため、地方公共団体(情報照会機関)からの特定個人情報照会、及び地方公共団体(情報提供機関)による特定個人情報提供をそれぞれに付随する業務を行うアプリケーション(プログラム)群を指す(ハードウェアを含まない)。

※2 中間サーバー・プラットフォーム

各地方公共団体の定常削減、セキュリティ、運用の安定性の確保の観点から、クラウドの積極的な活用により共同化・集約化を図るため、地方公共団体情報システム機構により整備・運用される中間サーバーの拠点。

(ア)「特定個人情報保護評価計画管理書」における留意事項

- 特定個人情報ファイルを取り扱う社会保険・税・災害対策分野等の個別事務ごとに記載するため、中間サーバーを事務として独立させて記載する必要はない。個別事務において中間サーバーを使用する場合は、「システムの名称」欄に、業務システム等とともに中間サーバーを記載すること。

○ 「(別添1) システム概要図」箇所における留意事項

- ・ 中間サーバーについては、情報提供用個人識別符号を保有するため、システム概要図には個人番号を直接保有するシステム(オレンジ色の網掛けなし)として記載すること(※)。なお、特定個人情報保護評価の実施義務の対象外の事務のみの地方公共団体であれば、オレンジ色の網掛けにすること。

- ・ 中間サーバーと既存システムとのネットワーク構成については、「システム方式設計書 2.1 ネットワーク構成」の章を参照して、各地方公共団体の導入の形態等の事情を考慮して記載を行うこと。

※ 地方公共団体における中間サーバーについては、個人番号を直接保有するシステム構成にはなっていないところであるが、「特定個人情報照会の提供を管理するために個人番号に代わって用いられる特定の個人を識別する符号」である情報提供用個人識別符号(番号法施行令第20条第1項)を保有することとしており、当該符号は番号法第2条第8項の規定により、番号法上の個人番号として取り扱われることから、この特定個人情報保護評価書の作成に当たっては、個人番号を直接保有するシステムとして位置付けているもの。

(イ)「特定個人情報保護評価書(全項目評価書)」における留意事項

評価対象の事務における特定個人情報照会の入手・委託・提供・保管・消去に当たって、中間サーバーを使用する場合には、中間サーバーに関する記載を行うこと。以下、特に留意すべき点について述べるが、以下の項目以外についても、各地方公共団体において必要な項目の記載を行うこと。

① 「1 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」箇所について

- ・ 関連箇所：「②事務の内容」
- ・ 中間サーバーの「事務の内容」に関しては、「システム方式設計書 1.2 中間サーバーの概要」の章を参照し、各地方公共団体の事情を考慮して記載すること。

② 「1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」箇所について

- ・ 関連箇所：「①システムの名称」、「②システムの機能」、「③他のシステムとの接続」
- ・ 中間サーバーのシステムの機能に関しては、「システム方式設計書 6.1 機能要件の概要」等の章を参照して記載すること。

③ 「1 基本情報 (別添1) 事務の内容」箇所について

- ・ 中間サーバーの「事務の内容」の図に関しては、「システム方式設計書 6.2 1 符号管理機能(図 6.2.1-2)」及び「システム方式設計書 6.2.8 情報提供機能(図 6.2.3-1)」等を参照し、各地方公共団体の事情を考慮して記載すること。

なお、その際は、中間サーバーで保有する副本等が、業務システムで保有する特定個人情報ファイルと一体のものであることが分かるように記載すること。

④ 「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用」箇所について

・ 評価対象の事務において、中間サーバーを利用して情報の入手を行う場合においては、その旨の記載を行うこと。

※ 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手又は提供以外に、中間サーバーを使用することはないため、⑥使用目的から⑥使用開始日までは中間サーバーに係る記載を行うことは想定していない。

⑤ 「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」箇所について

・ 評価対象の事務において、中間サーバーに保存される特定個人情報ファイルの取扱いを委託する場合には、その旨の記載を行うこと。

※ 本書では、中間サーバー・プラットフォームにおいても、特定個人情報ファイルは、各地方公共団体が自ら管理することとしていることから、特定個人情報ファイルの取扱いの委託と扱っていない。

⑥ 「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）」箇所について

・ 評価対象の事務において、中間サーバーを使用して他団体への情報提供を行う場合においては、本項目における「提供先」の記載事項について記載を行うこと。

⑦ 「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去」箇所について

・ 関連箇所：「①保管場所」、「③消去方法」

例)

①保管場所	<〇〇市における措置> ・…………… ・…………… <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・…………… ・…………… 記載例を参考に記載する
-------	---

- ・ 各地方公共団体における業務システムに因しては、<〇〇市における措置>のように、<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>と分けて、各地方公共団体において記載すること。
- ・ 地方公共団体情報システム機構が用意する中間サーバー・プラットフォームを活用する地方公共団体においては、<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>について、記載例を参考に、各地方公共団体の事情を考慮して記載すること。
- ・ 地方公共団体情報システム機構が運営する中間サーバー・プラットフォームを活用しない地方公共団体においては、<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>は記載せずに、<〇〇市における措置>の中に、各地方公共団体で中間サーバーについても考慮した内容を記載すること。

⑧ 「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報（別添2）特定個人情報ファイル記録項目」箇所について

- ・ 中間サーバーで保有される特定個人情報のうち、業務システムで保有される特定個人情報と重複しない情報提供用個人識別符号、団体内統合宛名番号（又は団体内統合利用番号）、情報提供等の記録等についても、記載すること。
- ・ 中間サーバーで保有される特定個人情報のうち、業務システムで保有される特定個人情報と重複する項目については、記録項目を二重に記載する必要はない。

⑨ 「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」箇所について

・ 評価対象の事務において、中間サーバーに保存される特定個人情報ファイルの取扱いを委託する場合には、そのリスク対策について記載を行うこと。

※ 本書では、中間サーバー・プラットフォームにおいても、特定個人情報ファイルは、各地方公共団体が自ら管理することとしていることから、特定個人情報ファイルの取扱いの委託と扱っていない。

⑩ 「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続」箇所について

- ・ 関連箇所：「リスク1：目的外の人が行われるリスク」から「リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク」、「情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置」まで

例)

<p>リスクに対 する措置の 内容</p>	<p><〇〇業務システムにおける措置> 各地方公共団体に記載する</p> <p><〇〇業務システムの運用における措置> 各地方公共団体に記載する</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 各地方公共団体に記載する</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアの運用における措置> 記載例を参考に記載する</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 記載例を参考に記載する</p> <p><中間サーバーの運用における措置> 各地方公共団体に記載する</p>
-------------------------------	---

- 各地方公共団体における業務システムに関しては、<ソフトウェアにおける措置>、<運用における措置>について、各地方公共団体において記載すること。<中間サーバーのソフトウェア機能における措置>については、記載例を参考に、各地方公共団体の事情を考慮して記載すること。
- <中間サーバーの運用における措置>については、各地方公共団体において記載すること。
- 地方公共団体情報システム機構が用意する中間サーバー・プラットフォームを活用する地方公共団体においては、<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>については、記載例を参考に、各地方公共団体の事情を考慮して記載すること。

⑥ — 7

- 各地方公共団体における業務システムに関しては、<〇〇市における措置>のように、<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>と分けて、各地方公共団体において記載すること。
- 地方公共団体情報システム機構が用意する中間サーバー・プラットフォームを活用する地方公共団体においては、<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>について、記載例を参考に、各地方公共団体の事情を考慮して記載すること。
- 地方公共団体情報システム機構が用意する中間サーバー・プラットフォームを活用しない地方公共団体においては、<〇〇市における措置>の中に、各地方公共団体が中間サーバーについて考慮した内容を記載すること。

⑫ 「IV その他のリスク対策 1. 監査」箇所について

- 評価対象の事務において中間サーバー・プラットフォームを活用する場合は、中間サーバー・プラットフォームに関する記載が必要になる。
- 関連箇所：「⑩自己点検」、「⑫監査」
- 「①自己点検 具体的なチェック方法」及び「⑫監査 具体的な方法」欄は、地方公共団体情報システム機構が用意する中間サーバー・プラットフォームを活用する地方公共団体においては、<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>について、記載例を参考に、各地方公共団体の事情を考慮して、記載すること。

⑬ 「IV その他のリスク対策 2. 職員に対する教育・啓発」箇所について

- 評価対象の事務において中間サーバー・プラットフォームを活用する場合は、中間サーバー・プラットフォームに関する記載が必要になる。
- 「具体的な方法」欄は、地方公共団体情報システム機構が用意する中間サーバー・プラットフォームを活用する地方公共団体においては、<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>について、記載例を参考に、各地方公共団体の事情を考慮して、記載すること。

⑭ 「IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策」箇所について

- 評価対象の事務において中間サーバー・プラットフォームを活用する場合は、中間サーバー・プラットフォームに関する記載が必要になる。
- 地方公共団体情報システム機構が用意する中間サーバー・プラットフォームを活用する地方公共団体においては、<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>について、記載例を参考に、各地方公共団体の事情を考慮して、記載すること。

⑪ 「III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報情報の保管・消去」箇所について

- 関連箇所：「⑤物理的対策」、「⑥技術的対策」

例)

<p>⑤物理的対策</p>	<p><〇〇市における措置> 各地方公共団体に記載する</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 記載例を参考に記載する</p>
---------------	--

(別紙)

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

(3) その他の留意事項

特定個人情報保護評価書の公表に際しては、当該評価書を公表することによりセキュリティ上のリスクがあると考えられる記載内容は非公表とすることができる。中間サーバーの設計書や各地方公共団体のネットワーク構成図等に関して、期間、回数等の具体的な数値や技術的細目に及ぶ具体的な方法を記載する場合には、セキュリティ上のリスクの観点から公表しないことを検討すべき場合があることに留意されたい。

なお、特定個人情報保護評価書に非公表とする部分があっても、第三者点検においては、非公表部分を含めて第三者点検を行うことが想定されている。総務省では、住民等の意見聴取及び第三者点検においても、必要に応じて地方公共団体に協力することとしている。

本書については、地方公共団体以外の機関が閲覧できる「デジタルPMO」のサイトに掲載することとしている。

評価書番号	評価書名

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
特記事項	

評価実施機関名

特定個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】	
公表日	
平成 年 月 日	

II 特定個人情報ファイルの概要

6. 特定個人情報の保管・消去	
① 保管場所※	<p><中間サーバープラットフォームにおける措置></p> <p>① 中間サーバープラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入居及びサーバー室への空調設備等に管理されている。</p> <p>② 特定個人情報類は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>
② 保管期間	<p><選取限></p> <p>1) 1年未満 2) 1年 3) 2年</p> <p>4) 3年 5) 4年 6) 5年</p> <p>7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上</p> <p>10) 定められていない</p>
③ 消去方法	<p><中間サーバープラットフォームにおける措置></p> <p>① 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバープラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報類を消去することはない。</p> <p>② データ交換やハードウェア更新等の際は、中間サーバープラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が漏れ出し得ないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>
7. 権利	

III 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(ワ、リスク⑥を除く)

6. 情報提供ネットワークシステム等の取扱い	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	<p><中間サーバープラットフォームにおける措置></p> <p><情報提供ネットワークシステムにおける措置></p> <p>① 情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の特定が可能な情報提供ネットワークシステムにアクセスし、情報提供ネットワークシステムにアクセスする際に、目的外アクセスを防止する措置を講ずることにより、目的外アクセスを防止する。</p> <p>② 中間サーバーの照会履歴をログに記録し、ログ分析時の職員認証の他に、ログ分析ソフトウェアを運用した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン運用を防止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会された情報の送付を行う機能。</p> <p>(※2) 番号別第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者に、情報提供業者、協会・団体が可能な特定個人情報を利用したものを。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
リスク2: 目的外の入手が行われるリスク	<p><選取限></p> <p>1) 特にかき入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク3: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	<p><中間サーバープラットフォームにおける措置></p> <p>① 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が認認・管理する情報提供ネットワークシステムを使用し、特定個人情報の入手が実施されるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバープラットフォームにおける措置></p> <p>① 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク)等を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>② 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>
リスク4: 対策は十分か	<p><選取限></p> <p>1) 特にかき入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク5: 入手した特定個人情報類が不正なものであるリスク	<p><中間サーバープラットフォームにおける措置></p> <p>① 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が認認・管理する情報提供ネットワークシステムを使用し、特定個人情報の入手が実施されるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバープラットフォームにおける措置></p> <p>① 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク)等を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>② 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>
リスク6: 対策は十分か	<p><選取限></p> <p>1) 特にかき入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク7: 入手の際に特定個人情報類が漏えい・紛失するリスク	<p><中間サーバープラットフォームにおける措置></p> <p>① 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムは、情報提供ネットワークシステムを介してアクセスを防止するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。</p> <p>② 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</p> <p>③ 情報照会が完了後は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報提供業者等に送付して自動で削除することにより、特定個人情報類が漏えい・紛失するリスクを軽減している。</p> <p>④ 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログ分析時の職員認証の他に、ログ分析ソフトウェアを運用した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン運用を防止する仕組みになっている。</p> <p>(※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報類を送信する際、送信する特定個人情報類の暗号化を行う。照会者の中間サーバーは復号できない仕組みになっている。</p>
リスク8: 対策は十分か	<p><選取限></p> <p>1) 特にかき入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク6: 不正な提供が行われるリスク	<p>リスクに対する措置の内容</p> <p>＜中間サーバーソフトウェアにおける措置＞ ① 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納し、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報提供が認められた特定個人情報の提供の要求がチェックを実施している。 ② 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際、情報提供ネットワークシステムから情報提供可能な情報提供委員会などより届くための経路情報を参照し、照会内容に対応した情報を自動的に受け渡すことにより、特定個人情報の不正な提供を防止している。 ③ 情報提供機能により、照会内容が不正なものである場合に、自動的に照会内容が不正と判定され、照会内容の提供を中止している。 ④ 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログオン時の職員認証の他に、ログオンログアウトを要しない職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>＜選別表＞</p> <p>1) 特にかを入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスクに対する措置の内容	<p>＜中間サーバーソフトウェアにおける措置＞ ① セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報提供者から受領した番号化して番号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ② 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログオン時の職員認証の他に、ログオンログアウトを実施しない職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※)番号化・情報提供機能と、照会機能及び照会許可照会リストを管理する機能。</p> <p>＜中間サーバーソフトウェアにおける措置＞ ① 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク)等を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ② 中間サーバーと団体については、同様の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することにより、第三者の不正なアクセスを防止している。 ③ 中間サーバーソフトウェアの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報の取扱いに係る業務には、アクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>＜選別表＞</p> <p>1) 特にかを入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク: 誤った情報を提供してしまふリスク、誤った相手に提供してしまふリスク	<p>リスクに対する措置の内容</p> <p>＜中間サーバーソフトウェアにおける措置＞ ① 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証(情報提供委員会が提出される)を参照し、情報提供内容に該当する情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報(情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータの形式チェック」)提供の画面表示等により、情報提供データベースの内容を確認できる手段を確保することで、誤った特定個人情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを照会可能な状態で管理している。 ② 情報提供データベースを管理する機能は、情報提供データベースの副本を照会可能な状態で管理している。</p> <p>(※)特定個人情報提供データベースを管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>＜選別表＞</p> <p>1) 特にかを入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> <p>＜中間サーバーソフトウェアにおける措置＞ ① 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログオンログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ② 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際、情報提供ネットワークシステムから情報提供可能な情報提供委員会などより届くための経路情報を参照し、照会内容に対応した情報を自動的に受け渡すことにより、特定個人情報の不正な提供を防止している。 ③ 情報提供機能により、照会内容が不正なものである場合に、自動的に照会内容が不正と判定され、照会内容の提供を中止している。 ④ 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログオン時の職員認証の他に、ログオンログアウトを要しない職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p>

7. 特定個人情報の取扱い	<p>リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク</p> <p>① UNISの政府機関前・取扱い</p> <p>＜選別表＞ 1) 特にかを入れている 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない</p>
② 安全管理体制	<p>＜選別表＞</p> <p>1) 特にかを入れている 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない</p> <p>＜選別表＞ 1) 特にかを入れている 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない</p>
③ 安全管理規程	<p>＜選別表＞</p> <p>1) 特にかを入れている 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない</p>
④ 安全管理体制・規程の職員への周知	<p>＜選別表＞</p> <p>1) 特にかを入れている 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない</p>
⑤ 物理的対策	<p>＜選別表＞</p> <p>1) 特にかを入れている 2) 十分に実行している 3) 十分に実行していない</p>
⑥ 技術的対策	<p>＜選別表＞</p> <p>1) 特にかを入れている 2) 十分に実行している 3) 十分に実行していない</p> <p>＜中間サーバーソフトウェアにおける措置＞ ① 中間サーバーソフトウェアをデータベースサーバに構築し、設置場所への入室管理、着入監視及び盗撮防止を行うこととしている。また、設置場所はデータベースサーバ内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>
⑦ 具体的な対策の内容	<p>＜選別表＞</p> <p>1) 特にかを入れている 2) 十分に実行している 3) 十分に実行していない</p> <p>＜中間サーバーソフトウェアにおける措置＞ ① 中間サーバーソフトウェアでは、UTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効果的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ② 中間サーバーソフトウェアプラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、バスターンアップの更新を行う。 ③ 導入しているOS及びミドルウェアについては、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>

IV その他のリスク対策 ※

1. 点検			
① 自己点検	[]	<p><進捗状況></p> <p>1) 特にかを入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>	<p>1) 特にかを入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な チェック方法		<p><中間サーバープラットフォームにおける措置></p> <p>① 運用規則等に基づき、中間サーバープラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>	
② 監査	[]	<p><進捗状況></p> <p>1) 特にかを入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>	<p>1) 特にかを入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容		<p><中間サーバープラットフォームにおける措置></p> <p>① 運用規則等に基づき、中間サーバープラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>	
2. 職員に対する教育・啓蒙	[]	<p><進捗状況></p> <p>1) 特にかを入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>	<p>1) 特にかを入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
職員に対する教育・啓蒙		<p><中間サーバープラットフォームにおける措置></p> <p>① 中間サーバープラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ② 中間サーバープラットフォームの業務に深く関係する場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>	
3. その他のリスク対策			
		<p><中間サーバープラットフォームにおける措置></p> <p>① 中間サーバープラットフォームを担当する人員は、統一した取得資格による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの把握、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実施する。</p>	